

## 常陸大宮市観光協会出店助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常陸大宮市観光協会員の販路拡大と常陸大宮市の観光・物産の振興を図ることを目的として、常陸大宮市内外で行われるイベント等に会員が出店する出店料等について、観光協会出店助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、常陸大宮市観光協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 常陸大宮市内外で行われるイベント等（協会の会長（以下「会長」という。）が認めるものに限る。）に出店すること。
- (2) 前号に規定するイベント等の会場で協会のPR（観光協会発行のパンフレット等の配置、看板等の設置をすることをいう。）をすること。
- (3) 第1号に規定する出店は、自らが生産・加工する商品などの販売をするものであること。

(助成金の額)

第4条 観光協会出店助成金（以下「助成金」という。）の額は、1事業者当たり出店料等（リース料等は除く）の2分の1又は5,000円のいずれか低い額とし、年間3回（市内は2回まで）を限度とする。ただし、他団体から助成金と同種の助成を受ける場合は、助成金を交付しないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、観光協会出店助成金交付申請書（様式第1号）を、出店イベント等の7日前までに、会長に提出しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第6条 事業終了後、速やかに観光協会出店助成金実績報告書兼請求書（様式第2号）に必要な資料（領収書等写し、出店写真、イベントチラシ等）を添付して、会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 会長は、前項の規定による実績報告及び請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。ただし、会長が助成事業の円滑な推進を図るうえで必要と認めるときは、第2条第1号に規定する出店をする前に助成金を交付することができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。